

## 経費処理規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人中日本呼吸器臨床研究機構（以下当団体）の経費の支払いを円滑にし、適正なものとするを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程で定める事項は、当団体の経費項目の中でも特に、支払基準、支払方法等を定めることが望ましいものを対象とする。

(臨床研究に対する支払金額)

第3条

1. 外部機関に対し、臨床研究を依頼した場合には、その依頼内容、成果等を総合的に勘案し、業務委託費又は寄付金を支払うものとする。
2. 前項の業務委託費は、原則、毎年1回所定の時期に振込にて支払うものとする。

(研究の成果物の作成にかかる費用)

第4条 ポスター・英語論文・国際学会発表スライド等の作成にかかる費用（英文校正料や投稿料）に関しては、その都度必要な金額を支払うものとする。

(その他)

第5条 経費処理項目で、この規程に定めることが経費処理の適正性を確保すると認められるものについては、随時この規程に入れるものとする。

(決済等)

第6条 経費（固定資産以外）の購入及び支払いに関しては次による。

1. 経費（固定資産以外）の購入及び支払金額のうち、50万円以上については理事長の決裁を受けなければならない。
2. 1以外の経費の支払いについては事務局長の決裁を受けなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会にて行う。

付 則

制定 2010年3月29日 Ver1.0